

平成24年6月11日（月曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成24年第2回松島町議会定例会会議録（第2号）

---

出席議員（17名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	（欠番）	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長	亀井純君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君
総務管理班長	佐藤進君

財 政 班 長	安 土 哲 君
税 務 班 長	赤 間 隆 之 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君
代 表 監 査 委 員	清 野 精 維 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐 々 木 弘 子

---

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 4 年 6 月 1 1 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 4 4 号 東北地方太平洋沖地震による災害被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について
- 〃 第 3 議案第 4 5 号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について
- 〃 第 4 議案第 4 6 号 松島町町税条例の一部改正について
- 〃 第 5 議案第 4 7 号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 〃 第 6 議案第 4 8 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 〃 第 7 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度松島町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 〃 第 8 議案第 5 0 号 平成 2 4 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 〃 第 9 議案第 5 1 号 平成 2 4 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 〃 第 1 0 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 〃 第 1 1 議案第 5 3 号 平成 2 4 年度松島町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 〃 第 1 2 議員提案第 1 号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書について (朗読説明)

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第2回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。 [REDACTED] です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、9番尾口慶悦議員、10番色川晴夫議員を指名します。

---

---

日程第2 議案第44号 東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する国民健康  
保険税の減免に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第44号東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 1つは、国保の減免ということで4月から半年間、被災者の減免をするということになるわけなんです、これは国のほうの考え方なんかもあってこの半年とこういうことなんだとは思いますが、初日の議会で医療費負担のさらなる延長というような陳情も出ていました。これは、もっと減免の期間を延ばすことができないのかどうかというのをひとつお聞きしたいということでもあります。

それから、資料をいただいているわけですが、全壊、大規模半壊、半壊というところで、ずっと221、356、1,229件とこういうふうになっているわけですが、国保で対応する世帯は、いわゆる23年度末現在でほぼカバーをしているのか、申請漏れなりというようなことはないのか。申請がなければ、町のほうから、このお宅は半壊以上だということで減免を認定しているという作業が行われているのか、行われるのか、そのところです。

だから、3つ目は23年度で8,688万円ほどの減免の金額になっているということで、24年度、これから減免する金額についてはほぼ半年ですからこの半分ぐらいの4,300万円ぐらいになるのかなというふうには思うんですが、この減免を補てんする財源ですね、その国保のほうの、言ってみれば災害の特別調整交付金だとかそういうものがあるんだと思うんですが、

国のほうからそういった交付金でほぼ全額きちんと100%補てんがされるのかどうか、その3点をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当より答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず、1点目の期間の延長でございますけれども、ご存じのとおり、今回国のほうの財政支援を受けてということで4月から9月の月割り相当分を減免措置しますということでありますので、それ以降につきましては、当然、もし国の財政支援がなければ、国保財政の中からのということで持ち出しになりますので、今のところは国の財政支援の期間のとおりでございます。

それから、申請について漏れているのがないのかということでございますけれども、これにつきましては、昨年の12月に半壊以上の被災の世帯の方で申請されていない方に勧奨の通知を行いました。それでも、いまだに14名の方はまだ減免の申請等を行っておりませんが、それらにつきましてもやっぱり平等性の観点から提出期限は度外視しましても、これからでもその14名の方に申請の通知を改めて勧奨したいと思っております。

それから、国のほうの財政支援でございますけれども、提案理由の中でも申し上げましたとおり、当然今回の措置、国の財政支援あつての減免の措置でありますので、ご存じのとおり調整交付金の中で100%対応となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。それで、いわゆる申請の関係で勧奨していると、14名がそれでも出てこないということのようなんです、大体これはいわゆる短期保険証なり、資格証なりをやられている方々なのか、その他別の事情があるのか、その辺だけちょっと確認させてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今、おっしゃるとおり、短期保険証の方もおりますけれども、あと23年の段階でなんですけれども、余り関係はないんですけれども、税の申告が未申告の方が3名いるということで、何かしらこの辺であれなのかなと思うんです。こちらのほうでは、そういう意味も関係なく勧奨をしたところでございますけれども、今、中身では未申告者も3名の方がおるということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑な

しと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第44号東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第45号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第45号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第45号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第46号 松島町町税条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第46号松島町町税条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を

終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第46号松島町町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第47号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第47号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第47号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第48号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第48号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第48号和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第49号 平成24年度松島町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第49号平成24年度松島町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） では、事項別明細書の7ページですが、これは景観の関係で補助金が出ていますけれども、具体的にはどこの場所なのかと。誰の所有、誰に対して補助をしていくのかという点をお聞かせ願いたいと思います。まず、最初にそれですね。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 三聖堂さんでございまして、所有は瑞巖寺さんになります。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。

次に、8ページの高城のコミュニティーセンター用地測量業務委託料ということで、旧水道事業所と隣接地の交渉ができてあの場所に建設をする方向で進める、こういうことになるようではありますが、23年度でしたっけ、基本設計だか実施設計だかありますね。実際に、こう建てる際には設計、23年度分の活用というのがあるのかどうか、ちょっと聞きたいんですけども。どうなっているのか教えてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 23年度で設計したので約230平米ぐらいの建物がありますけれども、構造とそれから中の部屋割りといいますか、これは基本的に今国との申請の中では、基本的にそれに準ずる形。ただ、敷地が今度は変わります、形状が変わりますので、配置等は変わってくるのではないかと。ただ、相対的な今の大きさについては、当初、一番最初、国と旧まち交の流れでは236平米、建物、大きさ、この辺は一応今の段階では基本的にそれで動いております。ただ、これから地域と色々な相談をしていく中では、多少変更もあるかもしれないというふうには考えております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、これからもう地域とのいろいろなお話し合いをする中で多少の設計変更なりはあると、こういうことでよろしいんですか。



○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に、前に設計組んだ分の部屋割りとかは、区長さんとか行政連絡員さんと話し合いして、あれでいいですよということになっています。ただ、地域的に今度、ふれあいの家はつながって玄関が一緒ということなんですけれども、今度場所が変わるということなので、その玄関とかトイレ関係が変わるということで、基本的には変わらない、間取りとかそういうのは今のところ変わらないということで、地域と話しています。ただ、こちらの残った分を解体して、そこはトイレとか今のところと一緒にあったんですよね。それが変わるということなので、そういう詳細的な、細かいところ。全体の大枠は変わらないですけれども、細かいところは変わります。それは、あと区長さんとももう1回話しなければならないと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。要するに、新しいところには改めて設計やるわけでしょう、新しいところはね。どういう構想で、新しいところでは考えていくのかということなんですよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的には、今できた設計、あれを生かしたいとは思っています。ただ、さっき言ったように、位置があれなので、間取りとかは今設計のをしたいと。ただ、玄関とトイレと、そういうところの位置関係が変わるので。だから、軽微な設計変更ではないんですけれども、今ある当初実施設計をもとにもう1回発注はしなければならないと思います。ただ、丸きり変わることは、今のところは考えていません。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） では、それで基本的に変わらないと。区の関係とも、その線で話しているというふうに考えていいわけですね。わかりました。

次ですけれども、一部損壊家屋の解体工事をまた24年度もやられると、こういうことになるわけですけれども、これは23年度とほぼ、実施する場合の申請様式とかというのは変わらないのかどうかですね。その辺、ちょっとどういうふうになるのかということをお教えください。

あと、既にこの間も2カ月経過しているわけなので、解体してしまったといったような場合はどうするのかも含めて教えてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、1点目の申請様式は変わらないのかというご質問ですが、基本的にはこれは変わりません。そういうことになります。

それから、もう今、現段階でもう解体していますよと、それらもあわせて該当になっていくと、対象になっていくという形になります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 申請様式は変わらないと、こういうことなんですが、言ってみれば松島としては昨年の10月14日まででしたっけ、それから1カ月ぐらい延ばしたんだっけ。そういう形でやって、それでもできなかったと。そうすると、年度を更新するときになぜできなかったのかとか、そういうことはやっぱり行政側としては問題にしていくんだらうと思うんですが、その辺のことなんです。申請様式といえば、確かに同じなんだろうけれども、実際に申請書を持ってきたと。そのときに、なぜ23年度の期間内でできなかったのかとか、そういうことについてはどうしていくのか、その辺についてお聞かせいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今、言われたように、これは当町とのやり取りの中で、24年度の対応ということで、前段におく23年度でなぜ対応できなかったかとそういうところが大事なところですよとは前段があります。そういう中であっても、町としては24年度で対応していく。それは、やっぱり今言われたようにいろんな方がいらっしゃるかと思います。当然、例えば半壊以上になっても、解体しようと思っても次にまた新しくつくらなくてはいけない。今度は費用的な問題もある人も当然あるだろう。それから、例えば入院していたとか、ちょっといろんな形が想定されます。多分、この復旧の解体事業としては国の査定は入ります。いいのか、悪いのかという査定は入りますが、今言ったような条件を極力、我々事務方として対応できる方向で取り組んでいきたい。ただ、査定としてはそういうことは入ってきますが、極力対応していきたいというふうに考えています。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そういうふうにやってほしいと思うんですが、結局そうすると被災者の状況をきちんと見ない状況の中で、この解体事業そのものの期間が短過ぎたんだと、そういう認識を執行部として持っておられるのかどうか、その辺を、ではお答えください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 短過ぎたかということはあるかもしれませんが、ただこれは国として23年度であれば9月いっぱい決めなさいとか、そういういろんな国の考え方もあってや

ってきたと。そういう中で、24年度についても大体、問い合わせ、したいということではありません。どうなんだろうということで、50件程度来ています。ということから考えれば、やっぱり希望される方もそれなりの理由を持って、あるだろうと。短かったかどうかというのは、この辺については一応補助事業、国のルールの事業でやっていますので、ある程度は国のルールに従ってというところで考えてきました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ぜひ、解体を希望される、いろいろと基準等々があるとは思いますが、柔軟な対応を望んでおきたいというふうには思います。

それから、13ページの委託料の関係で、再生エネルギー等導入事業ということでの実施設計の業務委託料が出ていますけれども、これは具体的にどこどこだったのかということと、実際の実施年度はいつになるのかの辺について教えてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、1点目の場所はどこかということです。今回は、24年度事業になるわけですが、前段、この事業につきましては24年度から27年度までの4年間あります。松島町として、事業費的なものとしては、全体的には2億5,000万円ほどになります。この4年間で設計、それから工事までというのが国のあれです。ですから、繰り越しは今のお話しでは認めないと。単年度、設計と工事までいけるところ、そういう中で今回24年度につきましては、保健福祉センター、それから松島中学校の設計であります。

一応、役場もちょっと考えたんですけれども、役場も災害の復旧の工事があるので、ちょっとこれを考えた場合に繰り越しというふうなことも出てくるので、これは除いておりますので、24年度につきましては2カ所でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今年度は2カ所ということで、来年度以降、どの辺を考えておられるのかということと、これはソーラーパネルを各事業所の屋根などに設置をしていくということになるのかなと思うんですが、再生可能エネルギーはいろいろあると思うんですが、ソーラーだけではない、何か考えているのかどうかですね。その辺、お聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、今言った2カ所、役場を含めれば3カ所なんですけれども、それ以外ではということでは、小学校。3小学校あります。小学校についても、25年度以降について考えていきたいというふうに考えております。

それから、ソーラーですね。それ以外に何かということになると、結果的に同じふうになるかと思いますが、蓄電池的な、ためるほうですね。これらも一緒にセットということになります。ただ、これの規模、容量的なものにつきましては、各施設ごとに全部異なってきますので、その辺の規模的なものに差は出てくるかなと思いますけれども、蓄電池もそのほかとしては一緒に対応していくという形であります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。再生可能エネルギーということで、一般質問でも出しているんですが、いろいろな方法があるわけですね。ぜひその辺も含めて研究していただいて、我が町に合ったエネルギーの確保策というのを考えてほしいなというふうに思っていました。

次ですけれども、14ページの農業振興費、手数料でございますけれども、放射性物質の検査費用だとかこういうような説明だったふうに思いますけれども、どういう検査を今しているのか、しようとしているのか。その辺、もう少し具体的にご説明いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは、今現在の放射能の測定状況ということですが、まずJ A仙台さんを通して、農産物については自主検査等を進めております。数値の高いものについては、県への依頼という形で実施をしております、新聞等でも発表になりましたけれども、原木シイタケ、それからタケノコについて精密検査のほうに出しております。結果的には、どちらも基準値以下という結果が出ております。

それから、水産物に関しましては、漁協さんを通して検査を行っておりますけれども、こちらにつきましてもスズキとかヒガンフグ、それからヒラメ等が金華山以南のほうは今、出荷規制という形になっております。

そういう形で、各機関のほうで検査をした情報を産業観光課のほうにいただきまして、今カウンターのほうにちょっとその情報をつづったものを置きまして、お知らせをするような形になっております。

また、あと検査結果につきましては、県のホームページ等でも発表になっているところです。

それから、この今回の補正予算につきましては、昨年も実施いたしましたが、今回は22検体の検査を実施したいと思っております。この検査につきましては、簡易検査ではなくて精密検査のほうの予算化という形で、22検体を実施したいと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 放射性物質の検査ということで、いろいろ検査されているということなんですが、どのぐらいの頻度でこれは検査されているんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） J A仙台さんのほうの自主検査のほうにつきましては、春先に関しましては葉物であったり、タケノコであったりという形で結構な品目がありましたので、週1回程度の検査をやっていただいております。

あと、漁協に関しましても週1回程度だったかと思えますけれども、検査のほうに出しております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。

それから、根廻の磯崎線の道路築造事業の測量設計業務ということで7,500万円、800メートルでしたね、たしか。ということなんですが、これはそうしますと現在の、完成といいますか、一部完成している道路、街区の道路ですね。あそこから、いわゆる奥松島線までの間を全部設計するということだと思えるんですね。その際に、路線としてどういうふうになるのかをお教えてください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今、供用開始しております美瑛の丘のところから県道までということでございます。測量設計につきましては、街路の認定が都市計画されておりますので、そのルートで一応設計をしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、現状、住宅等々ももう既に建っているところになるのかなと思うんですが、この都市計画道路の中止をするのか、推進をするのかというふうな話し合いを全協等でやったときには、いわゆる都市計画を決定した路線でない位置を考えて、経費を抑えていくんだというようなことも考えられるというお話があったふうに記憶しているわけなんですが、国からどんどんお金が出てくるんだから、金が多少かかってもいいということで既に決定しているところに行くのか、それでいかないと時間がないからということなのかわかりませんが、どうなんでしょうかね。これは、実際相当お金の面で違ってくるのでないかという気がするんですが、当初全協などで示された方向でやるのであれば、そういう方向で設計を当然していくべきなのではないかと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 時間の関係が一番あれなんですけれども、新しくつくるというのももう都市計画審議会からすべて測量設計見直しといった部分もございますので、今現在のルートの方々はある程度、都市計画道路ですよということで、建築、建てる時もそういった部分ではいずれなるかもしれないという部分で、どけなければならぬという認識もありますので、そういった部分では今の街路の計画の中でやったほうが早いのかなというふうな考えで、5年以内に終わらせなければならぬという大前提といたしますか、スタート時点ではそういうことがありますので、その中でできるだけ進めていきたいといえ、やっぱり今のルートを選ぶしかないかなということで、今のところは考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 全協のときは全く別な話をしているわけでしょう。そうすると、私、話が違うのではないかと思うんですよ。もう都市計画道路、あの時点でもう決まっているわけですから、この道路でしかいけないんだという話にならなかつたらおかしかったのではないんですか、本当は。震災が来てお金が出るようになったから、それを震災の復興の期間との関係があるからこれでいくんだと、それはそれで話わからないわけではないけれども、ちょっと違うんでないかな。では、国からお金が出てきたら、幾ら金使ったっていいのかと。もっと困っている震災地があるのに、松島でどんどん金使っていいんだとこういう理屈になっていくのではないんですか。その辺、なんか今ひとつ私は腑に落ちないんですが。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ちょっと舌足らずな説明だったと私は思います、課長の答弁。あの都市計画道路の線の決定というのは、それが線形としてベストであるということから都計決定するものですから、例えばそのお金の問題とか時間的问题とか、そういったものを抜きにすれば、今の線形が基本的にはベストであるというふうに判断しているわけです。

この前、全協で説明したときには、都計、都市計画道路の実現性ということが一番大きな問題になっているわけですね。あの時点では、お金の問題が一番大きかったわけなんですけれども、それでそのお金の問題をクリアするために何とか線形を変えて、もっと北側に寄った県道とのタッチを考えたわけなんですけれども、あれは基本的には線形としてはよくないと思います。ちょうど、あそこはこう勾配、坂になってこうおりますけれども、全協で説明した時間がいっぱいかかるけれどもお金がかからない案は、ちょうどその上からこう下がる、あそこにタッチすると。そこがカーブになっているわけですね。だから、当然信号はつくわけなんですけれ

ども、線形としてはよろしくない。

ですから、今回、国の補助金もつきました。これは、何でもかんでもつけているわけではなくて、あの道路が避難路として極めて有効であるというふうに認められてついたお金でございますので、これも合理的な選択かなというふうに思っております。

ですから、この前全協で説明したときのような苦肉の策的な、悪い、今ここで悪いと言うとあれですけども、あの時点ではベストだったわけですけども、今の段階では避難路として一番いい線形、そしてお金の出る設計、そういったものでやるのが適切だというふうに考えているわけです。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） まさに、これは震災様々だということになってしまうのかなという気がするんです。松島としては、本当にそういう意味では線形を変えずに、当初の街路計画のとおり進めることになったと。そういう意味では、まさに震災様々だとかいうふうなことになるかというふうには思います。

ただ、やはり私は、全協での説明の仕方というのは、だとすると何だったのかなという気はします。やっぱり、正直に路線としてはこれなんだと、これでいくんだという方向を示して、やっぱり議論するべき筋のものだったのではないのかなと。3つも4つも路線示して、これなら安くやれるんだとかいうことでは、いかがなものかと。実は、あの線形は余りよくなかったんだという話は、よくない話だなというふうに思います。ということは言っておきたいと思います。

その上で、今からあの線形でどのぐらいかかる見通しになるのか、設計しなければわからないという面もあるんだろうとは思いますが、もしわかるのであれば、想定で、実際に工事が始まって終わるまでにどのぐらい予算がかかるのか。

それから、この震災復興交付金で今ついているのは、調査設計費用なわけでしょう。実際に、これはあれなんですか。5年の中で、きちんとお金はくっついてくるんですか、最後まで。残りの2千何百メートルのほうもありますけれども、こちらのほうはどういうふうになるのかですね。その辺も含めて教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、金額になりますけれども、十数億円かかるだろうというふうに考えております。

それから、残りの部分になりますけれども、残りの分につきましては、今後、要望していく

というふうに考えております。

期間につきましては、基本的には復興交付金は5年ということが前提でございますので、ただ延びていくだろうという見込みもありますけれども、今現在では一応5年でという話がありますので、その中で終わらせたいというふうには考えておりますけれども、進んでいく中ではちょっと、若干延びるかなという気はしていますけれども、今現在5年という見込みでやっていかなければならないというふうな認識でおります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、国のほうに要望していけば、これから十数億円の事業費は出てくるんだと、そういうことでいいんですね。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 町といたしましては、今回、全部測量設計費ということで交付金をいただいております、基本的にはやる前提で一応やっていますので、それが来ないといった場合については、ちょっとそれはルール違反みたいな形になりますので、基本的には最終形まで金額をある程度積算して要求していますので、その中の前段として測量設計費だよ、ことしはと考えておりますので、基本的には来るという前提で進めているというふうでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 来なくなる場合もあるんですか。

それから、その残っている2千何百メートルのほうはどうなるのか、もう1回お願いします。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 先ほど、中西課長のほうから説明した概要はそのとおりなんですけれども、まずとりあえず、今、24年度までの分として交付金が交付されるということでの動きをさせていただいております。

それ以降の部分に関しては、とりあえず、今回全般的に言えることなんですけれども、調査設計が主な内容で認められたと。ただ、これは、あくまでも25年度以降の工事につなげるための調査設計ということですので、私どもは当然事業化に進むことができるというふうに思っております。

ただ、その中で、設計のある程度具体的な内容が出てきた時点でまた復興庁のやり取りが出てきますので、ある程度その計画そのものに対しての精査的なものは、指導的にされるのかなと。またそこで、いろんなやり取りは出てくるんだろうなとは思っております。



あとは、根廻磯崎線の要するに北側の部分ですね。根廻側については、あくまでも今回は津波被災にどう関連するののかというのを主眼に置かれて、いろんなやり取りがされているという中で、根廻側についてはちょっと被災地から遠いということで、なかなか理由づけが、国側の理由づけとしてちょっとまだ受け取れないという判断をされていると。ただ、可能性がゼロになったわけではありませぬので、今後も引き続き町側の主張をもっと整理しながら、実現に向けた動きをしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。いい方向で、いい路線の計画で進むんですから、松島にとってはそれはそれで、お金が国のほうから来るし、いいんでしょうね、きっと、とは思いますが。ただ、避難路だとか物資の輸送路ということであれば、道路の形態として入り口、出口がちゃんとしなかったら、これはおかしいですよ、やっぱり。県道まで通すのであれば、国道まで通るような道路にやっぱりしてもらわないと困ると、こういうことだと思うんですよ、やっぱりね。そうではないと、津波被害が云々ではないと思うんですよ。ここでやっているのは、避難路と物資輸送か何かで言っているわけでしょう。だとすれば、そういうふうになちゃんと抜けられる道路にしていくということが大事なのではないかなというふう思うので、町のほうとしてはそういうことも含めて頑張るとのことなので、そういう方向で始まってしまったわけなので、途中で今からやめるわけにもいかないんでしょうから、ぜひ、私は、基本的にこれはもう最初から反対の路線だったのであれですけども、始まってしまってこういう予算がついてきたということであれば、きちんとつくるべきものはつくってほしいというふうにも思います。

ただ、今度の調査測量した中で、やっぱり住宅地を通過して、金かかり過ぎるよということで、振るということもあるということなんですか。路線的には変わらないんですか。その辺、もう1回お願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 結論から申しまして、もしも万が一つかなかったような場合には、路線の振りというのもう1回検討することにはなると思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。

私としてはそれが最後だったので、ぜひ根廻磯崎線、途中で国からのお金が来なくなる、来なくなって町が余計に出さなくてはならなくなるということがないように、お願いをしてお

きたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 根廻磯崎線については、今の質疑を通じて、輪郭がほぼ答弁内容で精査されたようなので、安心をして聞いておりました。

私は、16ページ、2項道路橋梁費、その中の町道高城・松島線外3路線道路整備事業についてご質問をします。いろんな資料をいただきまして、まず助かりました。その中で、どうもまだあいまいもことした線だなと思うのが、町道瑞巖寺線であります。このことについて、今答えられる範囲内でお答えしてほしいと思います。

まず、町道は、行きどまりというのは原則ではありません。必ず入り口がある、または接続する道路がある、それは少なくとも町道以上の道路だと思っています。そして、町道瑞巖寺線の場合を考えれば、必ず入り口があって、これもまた出口がある。ちょうどの場合、ある集落からある集落へ抜けていく、これが私は道路法にいう原則だと思っています。そうした考えに立つとき、入り口は示されていると思いますから、出口をきちんと示してほしいと思います。

2つ目、道路法で考えれば、幅員は最低4メートルになると思います。この場合、幅員はどの程度になるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

今まで、いろんな議会の質疑を見て、聞いて、あいまいだなと思うのは、備蓄倉庫の問題もありました。水タンクのお話しもありました。そして、この避難道路は車が入るのか、人だけなのか。または、駐車場はどんな構造なんだ等々がありました。この辺を踏まえて、第1回目お聞かせをください。

最後に、瑞巖寺様が深く関わってきます。瑞巖寺様との連携はどうなっているのかをお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、町道瑞巖寺線になりますけれども、この部分につきましては現況のまま利用させていただくということで、この部分の事業の目的の中に、「夜間停電時でも対応可能な自然エネルギーによる照明灯の設置」といった部分で、この瑞巖寺の部分はどういった形での整備をしていきたいと。この辺は特別保護地区に近いですので、広げたりするとといった部分はちょっと、かなり難しいといった部分がございますので、現況約3メートルということがありますので、そのまま生かす形で、夜間、停電になっても照明で見えるような形で、そこを通過して避難所に逃げていくといった部分での計画をしております。

それから、国道、県道は大動脈みたいな形になりまして、町道については毛細血管になるんですね、基本的には。本当に、血管で言えば毛細血管ということで、行きどまりの町道もございまして、そういった中の一つということになるかと思えます。

幅員は、町道につきましては本来4メートルというのがやっぱり原則で、そうあればいいなという部分はありますけれども、現況4メートル以下でも町道になっている部分ございまして、そういった部分ではこの部分はなかなか手をつけられない部分ということで、そのまま利用したいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 2点目の瑞巖寺との連携はということですが、昨年、この道路に関連するかと思うんですけれども、瑞巖寺裏のほうにある程度大規模な避難スペースを確保したいという相談に行ったときに、この辺の避難路の計画の話もさせてはいただいております。

ただ、その時点では、具体的にこの路線をこのような形というのは、当然、まだ今の時点でもこれから設計に入るわけですから、まだイメージの話しかできませんでしたが、そういう形で瑞巖寺周辺、いずれ観光客の安全を守るために少し手を加えたいということのお話しはさせていただいて、それに対してのご理解はいただいたというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） まず、私、この議会から補聴器つけているんです。自分では、かなり高い金を払った補聴器なんです。建設課長の答弁、ごもごもって意味がちょっと理解できないんですよ。おれの耳だけなのかなと思います。ずっと聞きにくいんです。ですから、言葉、わかるようにゆっくりお話してください。「これは、であります。」とこうやられるとわからなくなりますので、お願いをしておきたいと思えます。ちょっと過度な要求だったら、これは考えます。

まず、入り口がある、出口がある、または課長答弁のように道路法にいう道路の状況を満たす町道だと理解していいかどうか、お聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、高橋建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 議会の議決をもって町道としますので、これは起点終点を決めておりますので、町道であるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 念を押しますよ。そうすると、幅員は今、指導上は6メートル。指導と

は、生徒を指導するとかの指導、でいえば6メートル。法律上は4メートル。この場合は6メートルになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この瑞巖寺線につきましては、拡幅はございません。そのままの、現況のままでございます。（「メーター数、もう1回言って」の声あり）

○議長（櫻井公一君） はい。

○3番（高橋辰郎君） そうすると、あの道路、幅員何ほとも言いかねるような道路ですよ、今の現状では。すると、幅員も現在想定もつかない、そして三十刈駐車場のほうに抜けていくんだらうなと思うんですよ、車自体はね。そして、それと連携して駐車場ができると、こう誰が考えても思うと思うんですが、こういう理解でよろしいですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 瑞巖寺線につきましては、現況のまま、約3メートルの幅員でございます。一応、そこにつきましては、車は入らないで、一応歩行といいますか、歩いて逃げるという形での位置づけでございます。それで、一応照明灯をつけていくという形で考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） これで終わりますが、小松さんの言ったイメージ的な、いまだに状況だろうと思います。瑞巖寺様とももっときちっと折衝していただいて、理解を早い時期に出していただきたいなど。測量に入るにしても、町当局が、具体的な、頭の中にイメージがきちっとできていないんだとだめだと思うんです。おぼろげなイメージで、今私たちはお話を聞いているんだなとこう思っていますので、このことを強くご指摘をしておいて、今度はきちっと答弁できるようにしていただきたいということを申し上げたいと思います。特に何かあればご答弁ください。

○議長（櫻井公一君） ないようであります。他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。

少し長いんでありますが、質問をさせていただきます。

復興交付金の2次配分、ここの中で12件のほとんどが調査設計費というふうなことになっているわけであります。今野議員も質問しているわけですが、翌年度以降、国から来るんだからというのでどんどん調査をする、設計をする、今まで町で考えていたのより大きな設計をすると。これは、全部事業費が来るんですか。まず、1つそれをお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） ただいまのご質問ですけれども、とりあえず来るという前提で、私たちは仕事をさせていただいています。あくまでも、全体の計画を復興庁のほうで審査をいただいています。その中で、今回は24年度までの決まった部分について交付金が支出されるという仕組みになっています。25年度以降は、それ以降と。その設計の内容をさらに審査しながら、ある程度精度の高い交付金をつけていきたいという流れで今進んでいるということで、あくまでも先ほど言いましたように、全体が一応審査されて、これについては認めましょうといった部分についての24年度分までのお金を今回いただいているという状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、24年度はわかるんですよ。ここの資料にも24年度分、何があるんですが、だからうちのほうはほとんどが設計調査費なんですよ。だから、今まで町で考えるならもう少し金のかからない方法でやろうかなと言っていたのが、金来るんだらうと、まず。24年度で調査設計費が出たと。だから、本気になって立派なのをつくろうと、今まで考えていたのより金がかかってもいいのをつくろうと、こういうふうになってつくった。さあ、25年度から5年間でこれが来なくなったと、こういうようなことがあり得るのかどうかなんです。今のところ、どんどん、今の政権は金をばんばんやるんだよとこう言っているわけですが、金、実際はないわけでしょう。だから、そのときにそういうふうなものが出てこないのかどうかという、そののこのところを確認しておきたいわけです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今の交付金については、防災対策上必要であると。この前の震災において被害があったところが大きいわけです。ほかの町では大きいわけですね。うち、たまたま少なかったですけれども。そういう中で、防災のため、国民の安全を確保するためにつける事業でございますね、お金でございますね。それが、設計調査費だけを見て、あとお金がないからやめたんだという、そういう話は絶対許さない話でございますので、これは自治体の首長として、もしかそういうようなことで来たら国の姿勢をしっかりと追求して、きっちり金をつけさせるというような努力をしたいというふうに思います。はしごで屋根に上げておいて外すというようなことでございますので、これは許せないことでございます。

○9番（尾口慶悦君） 町長も同じなんです、あとで町道の根廻磯崎線のところでも質問すると思っているわけですが、町長はあの3路線を出して、これでいくよと、これでいかなけ

ればならないべと、前の何では金がかかるからだめだと言っていたのが、金が来るからというので基本方針どおりにいくということでしょう。そういうふうになるのではないのかと、国もね。それこそ、町長は体を張って、この設計調査したものは、認めてもらったものは皆もらうんだとこういうようなことになっていかないと、そうやってとんとんと変わっていくと、こういうことになりやしないかと思って心配して申し上げているわけでありまして。それは間違いないというふうなことです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島町の町長として、この根廻磯崎線の県道タッチの部分については、それこそ全力で、もしか出さないとした場合ですけれども、私はそういうふうにはならないと思います。しかし、なった場合には、これはもうどういう手を使ってでも国の支出を求めていくというつもりでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 次に、今回の復興交付金75%、大体なわけですね。そうすると、あと25%は震災復興特別交付税で全額賄われると、こういうふうに理解していいんですか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 震災復興特別交付税は、東日本大震災に係る復旧復興事業に対する地方負担を実質ゼロにするということで創設されたものであります。それで、通常国が出す基準どおり来ます。その残りの分、これを今言いました震災復興特別交付税という形で来ることになります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それでは、次ですね。復興交付金の交付状況、この間新聞に出たわけですが、県全体で申請の179%になったと。これは、24年、25年度、こうしているものが24年に前倒しされたとこういうのがあって179%になったと。本町は73%。こういうようなことでありますが、額からいきますと利府よりも少ないんですね。松島は海岸から何からこう、利府は浜田しか災害ないんですね。利府は3億4,000万円、それから松島は3億2,600万円。この結果を見て、町長はどう思いますか。新聞を見る限りでは、事業を精査して絞り込んで国と繰り返し説明をした結果、復興庁はいいと言ったんだと。それで、おれらはよくもらったんだと、こう胸を張って新聞に出ている首長さんもいるわけですよ。新聞、町長も見ておられると思うんですが、この何を見ますと。だから、松島の町長は本気になってそのところまでいく中で、そういうふうな説明なり何なりを積極的にやられたのかどうかです

ね。やられたとすれば、どんなやり方をされたのかお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 金額の多い、少ないではなくて、事業の内容でございます。ご存じのように50数カ所、事業を復興交付金で出しておりますけれども、その額、約200億円という事業でございます、それを年度ごとに配分したところ、たまたまそうなっているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 災害の一番最初に交付金事業の申請をしたのも、国が業者を頼んでくれて、そして松島はこの業者が担当しなさいよということで頼まれて、そして申請書をつくったわけでしょう。だから、仕立ては皆同じだと思うんですよ。その中で、金ないからかどうかわかりませんが、これは事業違うよ、これは違うよとこういうようなことでありますが、これは復興庁と業者が一緒になってつくったものでしょう、実際は。だから、そういうふうなことからいきますと、その働きかけの強いほうが余計、交付金事業の採択になったのではないかと、こう考えるわけですよ。それはないというふうなことですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 基本的にはございませんね。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、町長がないと言うのに、おかしいではないかというふうなこともないので。ただ、新聞を私らが見る限りでは、そういうふうなおいもすると。働きかけの多い、本気になってやっている首長さんは余計ついたのかなとこんなふうな考えを持っているわけでありましたが、商業新聞でありますから、皆さんに読んでもらう、読みやすいように書いているんだと思うんでありますが、ひとつ町長も事業そのものを、これはしなければならぬというふうなものがあれば、一生懸命国に働きかけをするなり何なりしてやってほしいと、こういうふうにあります。

それから、復興交付金を1回、基金に繰り入れをする、基金に入ると。そして、基金から出すわけですね。それで、基金から出したものは、基金というのは一般財源になるのではないかと思うわけでありましたが、事業の中にその他特定財源に入ってしまうと。この特定財源に入れなければならないというのは、何か国から通知でもあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 今の財源の問題ですけれども、国のほうの指導によりまして、その

基金の使用目的が、そのためにだけ使うということで特定されていますので、それで特定財源という形をとっております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） いいんですが、ただ基金というのは松島町の財源ですから、基金に入ってしまう。そして、基金から出すのは一般財源でないかと、財調にしろ何にしろ、というふうな考え方がありましたのでお聞きをしたわけであります。

それから、今度はこの、具体的に事項別明細書に入らせていただきます。

○議長（櫻井公一君） では、尾口議員、これから事項別明細書での質疑に入るようでありますので、ここで一たん休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ここで休憩をとります。再開を11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

尾口議員の質疑を続けます。尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 7ページ、8ページで、復興推進費の委託料で、松島地区避難施設整備事業、これは総務課だと。資料で見ると、避難所6カ所、建物を建てると。それから、石田沢地区ですね。避難所は建設課だとかいうふうになっているわけでありますが、この石田沢は避難所だけに使われるのであれば、もったいないといえどもったいないことになると思うのでありますが、今、無料駐車場ありますね。あそこの隣は、前々からくぼ地になっていて、開発をしてくれよとかいうふうになん十年も言ってきたところなんです。そして、無料駐車場を拡幅することによって、今、海岸前は皆有料だから、松島を避けてほかに行ったほうがいと、混んでいたときはとかいうふうなことになる。それも、こういうふうなものを利用して、無料駐車場の拡幅をすると、こういうようなことのほうがいような気がするわけでありますが、これは避難所、場所ですね。個人から頼まれたのかどうかですね、極端な言い方をすると。この場所、大体わかるんです、所有者の何も。だから、どんな考え方でああいうふうなところに設定をしたのか。今からその場所を変更することはできないのか。その辺をちょっとお聞きしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） まず、石田沢地内の避難場所につきましては、これはあくま



でも避難場所に限定した利用だけではなくて、災害というのはいつ起きるかわかりませんが、そんなに頻度が高いわけでもない。一応、つくったものについては有効活用しながらということで計画を進めていかなければならないと思っていました。この中には、とりあえず車の駐車スペースとか、そういったものを計画していきたいというふうに、通常的には駐車場なりという利用形態になろうかと思っております。

あと、先ほど尾口議員さんから言われました、瑞巖寺裏の駐車場をもうちょっと弾力的に考えて、三十刈り駐車場あたりにとということについても、今現在取りつけ道路がまだ認められていないということがございます。この辺も含めて、瑞巖寺裏の駐車スペースだけ先行してやるわけにもいきませんので、もう一度弾力的に今計画を復興庁のほうと詰めさせていただいているという状況です。ですから、尾口議員さんから言われた方法も1つの選択肢といえますか、方法論として今検討を進めているという最中でございますので、よろしく願います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今言われたような考え方もあるんだとすれば、石田沢も1つにして、駐車場ただだからとあちらまで行ってあそこから歩いてくる馬鹿は、今はいませんよ。だから、そうすれば今の無料駐車場と隣接になったほうが皆さんも使いやすいし、松島観光に訪れる観光客も喜んですると思うんです。今、無料駐車場、バスがとまっていますね、あの何でね。だから、まだまだ必要なんだと思うんですよ。海端は災害で危ないというようなことで上に来ているのかどうかわかりませんが、そうやれば利用価値からいっても、皆が逃げていくのにも、避難あちらまで走っていくよりも、近ければ近いほどいいわけですが、高台で避難できるところがあれば。そういうふうなことを十分に考えて、設置をしなければならない。何ぼ国の金が来た、ただだからといっても、使えないところにするのは国費の無駄だと思うんですよ。やっぱり行政側なものですから、町もですね。一緒になって考える必要があるのではないかと、こういうふうに思います。ひとつその辺はよろしくご検討をいただきたいと。

それから、パノラマハウスですね。町の当初計画、全員協議会があって、町長、聞いてくださいよ。町長が出した、全員協議会するとき。災害があったから5,000万円ぐらいで補正をしたと、こういうふうなことだったんだけど、交付金事業出てきたといったら、それはくつついて、全員協議会、11月あたりでしたか。その後、1月の末までに交付金の申請をしなければならないということで、この1億3,800万円が出てきたわけでありましたが、こんなに必要なのかなというふうな思いもするわけです。そこで、現在震災前の入居者、入居者との契

約はというふうになっているのか。完全に解除しているのかどうか、まずお聞きをしたい  
と思います。

○議長（櫻井公一君） 現在賃貸について。阿部産業振興課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 現在、まだ契約はしていない状況にあります。（「聞こえないん  
です、ちょっと」声あり）契約はしていないと。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 解除していないということですか。解除していなければ、問題ないです  
か。震災のときには家賃とらないとか何とかという契約をしているんですか。していないん  
だとすれば、継続して家賃が入ってこなければならぬというふうなことになるれば、これも  
問題があるのではないかとこう思うわけではありますが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 一応、パノラマは単年度、1年ごとの契約ということで、今は契約を  
していないと担当者は。解除でなくて、契約を結んでいないと、今現在していないというこ  
とです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、何ですか。1年ごとに契約ですか。1年ごとに契約。契約  
するときには、財務規則からいって入札でもさせるんですか、みんなで毎年。そうでないん  
でしょう。本当のことを言いなさいよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 事実、単年度で契約を結んでおります。財務規則の中でも、普通財産  
とかの項目がありますけれども、その中でもありますけれども、パノラマは単年度契約で結  
んでいるというのは事実です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 単年度で契約して、それでもいいと入ったんですか。私なら私が事業を  
やりますよと、やりたいですよと。そして、来年はさせてほしいと言ったら、入札でもする  
んですか。そういうふうにするんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 物件とかいろいろその事情によって、長期とかもありますけれども、  
パノラマは1年ごとの契約で締結してということなので、今年度は契約を、締結を結んでい  
ないということです。ですから、継続とか何とかというのは、ここの事例はないということ

です。ですから、財務規則の中でも、土地及び定着物とかいろいろで何年というのは、財務規則で載っていますけれども、ここは1年ということは事実です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、契約していないから、あそこは全く白紙だとかいうふうに理解していいのかどうか。そうすれば、新しく建てたのは皆白紙ですから、そうするとみんな必要な人が出てきたら、公募で入居者を決めるとかいうふうに理解していいんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、今までの投資とかそういうのはありますけれども、今現在公募するかどうかというのを、この時点でははっきり言えませんけれども、公平な立場で透明性を確保して、建設、今回は設計ですけれども、建設した前段でどうするかというのは決めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 投資をしたと言うけれども、単年度で契約をするのなら投資は1年度で終わりなんですよ。単年度で契約しているのに、投資したから来年もやるんだよと、これなら1年契約にすることないのではないですか。投資は関係ないんですよ、1年契約ですから。1年契約だから投資は関係ない。これで終わりよと。新しく建てたのは、全くこれこそ新規ですから、公募しなければならないでなですか。公募しないでいいとなっていますか、普通財産なり何なり、財務規則見てみなさいよ。投資したからこの人にさせるんだと、契約は1年ずつだよと、こんな話ないでしょう。投資したから1年させたんだと、あとは白紙ですよと、こういうふうになるのではないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 当然、1年契約とかどうのこうのは別にして、相手が、投資した方はそれでいいということなので、尾口議員さんが言われるとおりです。ですから、そういうことを心情的にはそういうのがあるということです。ただ、実際、建物ができた場合、そのときに公募するか、要するに今まで契約していた人が必ずなるという運びにするということは言っていない。ただ、公募するかどうかというのは、公募とか随計とかいろんな契約の仕方は財務規則の中にあります。あと、財産の取り扱いとか。そういう形で、公平的に進めなければならないということを申し上げたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、公正、公平にやるのであれば、1回切れてしまったわけで、契約しないわけですから。新しく建てるのに、前の人投資したから、何ぼか損したからさせるというようなことはおかしいわけでしょう、誰が考えたって。投資は投資で終わったんですから。そうしたら、新しい立場で、新しくできたのと同じなんですよ。新築ですから。新築するわけでしょう。新築したら同じなんですよ。それなのに、前の人投資して損させたからしなければならぬというのは、おかしいでしょうということです。おかしくありませんか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ですから、私は前に投資した方の心情的な気持ちはありますけれども、そういうことではできないと言っているんです。最初からそう言っているつもりです。ですから、前の人がありきということは、最初から言ったつもりはありません。ただ、心情的にという話をしたところです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） このところで心情的な表現をして、あのときに言っていたのではないかと、心情的なことと言っていたのではないかと、こういうようなことにならないようにしてくださいよ。心情は心情で、法律的な考え方に立って物事を進めていかなければならないわけですから、行政側は。だから、その辺は間違いのないようにしてほしいと、こういうふうに申し上げておきます。

それから、次は8ページですか。これも今野議員が質問しているわけですが、集会施設ですね。これは、23年度で設計した設計を基本的には使うとこういうようなことでありますが、これは設計屋に新たに頼むとこういうようなことはないんですか。前の設計屋さんやっていたからただでしてくれと、こういうようなことなんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 設計図書とか全部うちのほうにいただいていますから、軽微な、ちょこっと直す、ちょこっとという言葉もあれなんですけれども、100のうちの1%とか2%直すのであれば、100万円のうちの1万円、2万円、それであれば前に頼んだ設計業者に随計というかになると思います。

ただ、今回の件は、玄関とかが丸きり違ふと。あちらも取り壊して玄関も違ってくるということなので、同じ業者との随契ではなくて、改めてこの設計図書は行政で持っていますから、これを基本にどうこうということで、指名競争入札か公募か、要するに競争させるとい

う形になります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、ここで言っているのは測量設計委託の200万円というようなことになっているわけですが、了解をもらったと、合意を得られたとこういうようなことでありますから、仮契約か何かをしているのだとすれば、どのぐらいの価格で仮契約か何かなさったのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に、仮契約はしておりません。仮契約をしてしまうと、議会軽視と、予算もないということで、予算のないところでどうして仮契約したんだということになると思います。

今回は、水道事業所もありますけれども、一応測量させていただきたいということで、測量して、今後測量して、あと近くに基準地ありますから、国県の基準地、たしかどちらかあるんで、そこから引っ張ってきて、間口補正とかして、あと不動産の意見書とかもいただいて、その後相手とお話し合いということなので、今後は9月補正以降に、実施設計もありますけれども、用地費プラス建物の建設費とかが出てくるのかと思いますので、仮契約はしておりません。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうだとすれば、いいって言ったからはかったんだよと。そうしたら、今度は大体いいと言うから何して、町で設計するよと。でなければ、どんどん値を上げてくると、こういうようなことだってあり得るわけですよ。土地というのは、おれのを買ってもらうことになったと。この額ではだめだと、こういうようなことにもなると思うんです。だから、大体額は決まったわけでしょう。了解をもらっていたんでしょ。そうでないんですか。そこのところだけお聞きをしておきたいと、まずね。合意というのは売りますよと、では何ぼぐらいで売りますよと、こういうようなことになるのが合意なんでないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 一応、合意は売り買いというか、協力してもいいよという合意だけであって、仮契約をするということになれば、法律上も債権債務が発生するということになれば、当然議会の補正予算をして、議会の議決をいただかなければ単価の仮契約とか、全体の契約はできないということなので、単価幾ら、全体幾らという話し合いは一切しておりません。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、今から、はかってからすると、こういうようなことですか。

そして、あの辺に基準地があると。大体、今路線価があって、高城あたりはもう路線価の価格を超えていないんですね、実際の売買をしているのを見ると。そうすると、大体何ぼぐらいというのはわかるわけではありますが、買うと言ったんだから、測量して金かけたんだから少しぐらい高くても買うというふうなことでなしに、その辺は十分考えてから、それこそ合意を得てから測量をするほうが一番理想的だと思うわけではありますが、その測量委託ですね。

これは、本町内にも土地家屋調査士さんがいたりしているわけではありますが、発注はどんなふうに考えていますか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、今回の設計でありますけれども、業務委託200万円ですけれども、この業務というのは、まず大きく2つあります。これは、今までは、高城地区と相談してくる中で多少盛り土してくださいとか、そういう話もありました。ということで、場所が今回2筆、1筆は水道、1筆は第三者だと。その1筆がちょっと低くて、高城川までずっと1筆で持っていらしたということもある。そして低いと。その辺を盛り土か何かしなくてはいけない。それから、建築確認上の図面もつくらなくてはいけないということで、まず地形測量。簡単にいうと、平板、図面をつくる作業。それから、重要ラグといって高さ、高城商店街から高城川までの高さがどうなっているか、その差ですね。それを縦断にかけるという作業がまず1つあります。

それから、今度2筆になりますが、2筆のまず境界を確認したいと。ただ、旧水道事業所の方は1筆だから境界を確認すればいいんですけれども、もう1筆が道路から高城川まで1筆であります。ところが、そこに第三者の方が土地を借りているというところがあります。ここを分筆して、その土地はそのまま今の持ち主の方で借りていくだろうということで、どこかにその1筆の分筆線を入れなくてはいけないという作業がある。分筆線を入れるためには、地積測量等々、あとは境界等とありますけれども、そういう作業をしなくてはいけないということで、大きくは2つ。

それから、今、路線価の話がありました。今度、松島の水道事業所の委託、町の商店街にあつて、路線価があつてとかだとすごくわかりやすいんですけれども、このもう1筆のほうは端から端までありまして、評価が2つに切れているというところがちょっとありまして、どういふふうな見方をしたらいいか、考え方をしたらいいかということで、先ほど出た意見書

的なものをちょっと加えていただければなというところの業務としてはなってくる。これらについては、指名あるいは公募か、先ほど言ったような形で採用していく。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 盛り土や何かをするときには、当然隣地、隣地と同じ高さなわけですから、だからその辺は十分に考えて盛り土して、隣近所に余り迷惑のかからないような方法でお願いをしておきたいというふうに思います。

ただ、そういうふうな業者もいると。土地家屋調査士さんも、あの辺の縦断横断ぐらいはとれないような何ではないわけでありますので、なるべく地元の人を使うとこういうふうな基本的な考え方になってほしいと。

それから、12ページですね。災害救助費の委託料、これも今野議員が質問しているわけですが、これは町民に徹底をする必要があるのではないかと。去年で終わりだよとやったのを、だからおらは個人で頼んだんですよと、だめだったからと、こういうようなことで不利益になる人がないようにしてほしいと。それから、今から、いいと思ったけれどもあれはぶっ壊してと、こういうような人も出てくるんだと思うんですよ。だから、その辺は徹底してやってほしいと。ただ文章をうんと出したんだと、何回も出したんだけれどもさっぱり来ないから、それはあんたが悪いんですというふうなことでなしに、そういうようなことができない人もいるということをおわかってもらわなければならないわけです。電話したんだけれどもさっぱりだめなんです、文章出したんだけれどもだめなんですと、こういうふうなことが行政側にあるわけですが、字が読めないというのではないけれども意味わからないと、そういうような人もいるわけでしょう。だから、そういうような人には、親切にやってほしいというふうなことをお願いしておきたいとします。

それから、14ページですか、林業振興費。当初で、緊急雇用創出事業としまして、たけのこの山、被災した求職者6名を雇用する計画というふうなことで予算をとって、第1委員会でもお聞きをしながら理解をしたわけでありますが、今の段階で30万円減額をしなければならない。緊急雇用はどうだったのかと。

それから、今の段階で30万円減額をしなければならない状況は、どういうふうな状況なのか。これこそ、ただもらう金でしょう。この震災復興もただもらう金だから、今まではしないと言っていたけれども大きくするんだよと言っているわけだから、そういうふうなことと同じように考えたら、有効に使われるのではないかとこう思うわけでありますが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 今回のこのたけのこの山整備関係の30万円の減につきましては、今回総務課のほうで、緊急雇用のほうでお2人申請をされております。今回、補助金の増額を県のほうに相談をした際に、執行済みになっているものについては町のほうで精査をしてほしいという、県からの指導がありました。

今回、総務課のほうの臨時職員の対応につきましては、事業費で234万6,000円、歳出のほうで上がっております。こちらにつきまして、県のほうに増額の申請をした際に、既に事業発注が終わっているものについては精査をしてほしいということでしたので、たけのこの関係で30万円の差金が出ておりました。この234万6,000円の中から30万円を差し引いた金額が、歳入として204万6,000円入ってくるということになりまして、今回は県の指導のもとに上げさせていただいた補正となっております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、減額しないでやれる方法がなかったのかと。こうなったからこうなったのではなく、そういうふうなことをしながら減額をしないで余計上げるとか、それとももう少し短期間でも人を使ってもらうとか、そういうふうな対応はできなかったのかと。

私ら、予算のときには、こういうふうなことだからこういうふうな予算を計上しましたよと、こういうようなことで予算を計上して、私らも了解をしているわけですよ。そのときはしたんだけど、総務課と連絡をとって何したら、上がったら返してけろと言ったから減額するんだよと、これはわかるんですよ。使わなかったら返してというのもわかるんです。だけれども、そういうふうにしなくて、満額使えるような方法はなかったのかと、考えられなかったのかと、こういうようなことですよ。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、尾口議員さん言うように、財源全部来るのであればうちのほうでいろんな事業やるのでそれに使ったほうが良いというのは確かにそうだと思うんですけども、うちのほうで今回二百何万円、別個に臨時職員2人どうしても欲しいと、損壊とかの受け付けとかも増えるので欲しいということで、では財源何かないかということで、この緊急雇用を使ったと。県のほうに相談に行ったら、入札も執行して終わって、金額確定した分はないんですかと。それも確定しないとだめですよということで、今回このたけのこのところが入札終わって執行残が30万円あったので、それは減額してくださいと。ですから、差し引きは二百何万円増額になっているんで、そうはしましたけれども、確かに尾口議員さんの言われるとおりの、もっとしなければならぬというのは確かにそのとおりだと思います。



○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今言ったように、そういうふうな金の使い方は有効に使わなければならないんですよ。一番簡単なんです、入札して上がったから返すんだよと。だけれども、ものによっては返さないように配るといようなことも、1つの方法なんです。いいですか。今、課長に言ったって、なったばかりで判こをついただけだと言うかもしれないけれども、そういうふうなことなんです、金は。その辺は十分に考えてやってほしいと。でなければ、何のために我々、その予算審査をするのかわからなくなる。工事だって変更契約というのがあるわけでしょう。だから、そういうふうなものをしたり、十分考えられなかったのかなと思いましたので、今お聞きをしたわけでありませう。

それから、ページ16ですか。道路新設改良ですね。これは、これも高橋議員がお聞きしたんですが、瑞巖寺線、陽徳院の脇を通っていくものですね。3メートルで拡幅しないよと。だけれども、あそこの整備をしたら、災害のとき車は通っていくでしょう、あそこ。来るな、来るなと、あそこに誰か立って静止をすると、こういうようなことは不可能ですよ。役場の職員、大体そこに行けないわけですから。そうしたら、整備されれば、そういうようなところにどんどん行く。そうすると、そこで避難する人は避難しづらくなると、こういうようなことも出てくるんだと思うんですよ。だから、その辺も十分考えてもらわないと、そのままだよと。まあ、拡幅すれば、当然文化財、あの辺は相当影響してくるんだと思うんですが、そういうふうなことも十分お考えをいただきたいと。

それから、次に（仮称）松島海岸通線ですか、1,200メートル。これは、資料を見ると、今危険だよというところを通っていくわけでしょう。絶景の館とあれの下側を通っていくわけでしょう、ニュー小松のところ。そして、あちらに上がって行って、あの前側を通って、高城のこの奥松島公園線に出るあの道路に出ていくと。これは可能なんですか、この路線で。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今言われたように、絶景の館さんの前とかニュー小松さんの前とかの部分の岩が崩れそうだという部分もありますので、それは復興庁の方にも現地を見ていただきまして、こういう部分の危険な部分も一応調査をかけてやっていきたいといった部分がありますので、その辺は可能だというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、あの辺は危険を除去する工事もここに出てくるというふうに理解していいんですか。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、中西建設課長。

○9番（尾口慶悦君） 今、言ってもらおう。

それから、上に行くと、パシフィックホテルの前を歩いていく道路、1回切れているんですよ。あれなんかは、かなり難しいと思うんですよ。そして、もう少しこう行くと、今変わったのかどうか分かりませんが、チュウザイコウギョウというのが持っていた土地があると。あそこ、文化財でえらく怒られまして、そしてようやくあれでおさまったんです、あそこ。これは道路つくるんだから、災害関連だからいいというふうなことなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） すべてを直すといった部分と、今言われたように測量して問題点を整理しながら進めていくという考えでございます。あと、文化財にもかかっておりますので、文化庁とも協議しなければならないという部分もございますので、すべてがこう大きく広がるといった部分ではなくて、部分的にはそういった整理をしながら避難路としての整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） まあ、頑張ってくださいですよ。本当に、これは可能なのかどうかというようなことは、極めて疑問な何になるわけです。

それから、町道海岸湯1原線というのはどんな整備をあそこはしていくのか、お聞きをしておきたいと思うわけです。

○議長（櫻井公一君） 町道海岸湯1原線について。答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ここにつきましては、ほぼ幅員はとれておりますので、その辺を整備していくといった部分と、足元といいますか、停電時でも一応照明灯をつけて見えるような形といった部分がございます。それから、ずっと行きますとJRの跨線橋がございまして、できればそれを入れて整備をしていきたいというふうに考えております。この辺は、復興庁とも実際の測量設計をいたしまして、協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、これも今野議員が質問しているわけでありましたが、根廻磯崎線ね、町長言うけれども、全員協議会をもう1回、全員協議会の何を考えてみてくださいよ。あなたは、あそこは今のとおりでいったらうまくないから、金かかるから、こちら側を通るものだよと2路線だか3路線出したんですよ。そうしたら、議会を、全員協議会というものも

議会ですよ、今。そこに出して、そして本路線、計画路線ではいきませんよということだったんでしょ、あのとき。それが本計画でみようと、今度は。議会に説明したのは何なんですか、町長。議会に、これではだめだからこちらにいきますよと言っているんですよ、あなたは。それなのに、復興交付金が来るからこれで満額でいくんだよと、こんな何なら議会軽視も甚だしいと思いますよ、私は。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 全員協議会のときも申しましたけれども、金が、コストがかかり過ぎるよと、今その都計決定した線ではですね。それで、実現不能ではないかというふうなご指摘があったわけです。私としても、その実現不能な部分、相当確率が高いというふうに思いまして、事前にその実現可能な路線ということでご提案申し上げています。その時点でも、線形的にこちらのほうがいいからというふうな説明をしたつもりはございませんし、またその都計道のありよう、そして避難道のありようとして何がいいのかということは、基本的には議会の皆様方にもご理解いただいた。そして、その上での、実現可能性を見た上での判断だというふうに、私はご理解いただいたというふうに理解しています。

今回、最もベストな形で事業ができるということでございますので、そのほうを選択したということでございます。これは、決してうそをついたとか、議会を軽視したとかということには当たらないと。私は、議会の議員の皆様方にもご理解いただけるものであるというふうに思っているわけでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長、うそついたとは私申し上げないんですが、ただあのときにはこの路線はいかないよと、金かかるし何だから、皆さんこういうふうなことで考えていきますよと言ったんですよ。うそついたとは言っていないよ、私ね。ただ、そこまで言っているのに、この現行、基本路線でいくというのであれば、議会を毎日開いてもいいくらい時間に余裕があったんですよ。それなのに、そういうようなものもしないで、議会をあなたは軽視しないと言うけれども、これは最大の軽視ではないですか。あのときだって、反対する人がいるのではないかと、さあ、あの道路を築造するのに皆さん賛成してくださいと、そのためにはこういうようなことをやりますよと、こういうふうなふうに言って、あなたはしたわけでしょう。それなのに、一言の話もなく基本路線でいくんだよと、こういうふうなことはおかしいと思いませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 首長として、町政をお預かりしている立場からして、周りの状況が変わったときに適切に対応するというのは、これは首長に求められている姿勢かなというふうに私は思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、議会どうするんですか。議会には何も言わなくてもいいと、こういうふうに考えるんですか、あなたは。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） そういうふうには言っていないわけですし、ですから今回もこういうふうに説明をしておりますし、また前回も何案かというふうな話で、その中ではコストのかからない案ということできたいというふうな説明をさせていただいたわけです。あのときの条件の中です。今回は、国のほうでもこの道路の必要性を認めているわけですから、今の線形で認めていただいているわけですから、それでいきたいということでございます。決して、議会を軽視しているということにはならない。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今野議員から質問されなければ、そのまま議会になんか何も話をしないんでしょう。あなたも選挙でとれている、議会も選挙でとれているんですよ。そして、住民の意見を聞きながらどうしたらいいのかと、最少の費用で最大の効果を上げるのにはどうするのかと。国から来る金だって、皆税金なんですよ。だから、何ぼかかってもいい、どんどん国から来るって言っているのだからいいんだというふうなことでは、おかしいわけでしょう。おかしかったら、1回こういうふうに言ったけれども、これはこういうふうなことできたいと、国から交付金が出るから何とかというふうなことにならないといけないのか。議会に1回話しかけていないのならわかるんですよ。話しかけて、こういうような方針で考えますよと、今後。あのときは確定したものではありませんから、いろんな方線を出したわけです。そうしたら、これでいくのだとすれば、これでいきますよと。いくので、ひとつ皆さん、前に言ったのは必ずしもこうでなかったと、こういうようなことは言わなければならないのでないですか、あなたは。議会は何でも通ると思ったら、もってのほかなんですよ。町長は、そういうふうな立場に立つのであれば、議会は議会としてそういうふうにしなければならない立場にあるわけですよ。その辺は、十分にご理解をいただきたいというふうに思います。

何ぼ言ったって、同じことを繰り返すんでしょから。ただ、議会は間違いなく、あのとき

の議事録見てみなさいよ。もう少し、そういうふうな議会と相談したものは議事録を見て、そして前のものと違ったものになれば、修正をするために議会なり何なりに相談をすると、こういうふうな考えがあなたになれば、おかしいわけでしょう。その辺は十分に考えていただきたい、こういうふうに思います。

それから、さっき、これも今野さんが言ったんですが、あちら側の分ですね。ここの何を言っているのは、復興交付金の申請をしたときは国道45号と県道奥松島松島公園線を都市計画道路として、緊急輸送路ですね、津波避難道路を整備すると、こういうふうに言っているんです。こちら側だけで何十億円もかかったら、あちら側までいかないでしょう、たしか。これは、後というふうなことになるのかどうかですね。

そして、さらにこの路線が出てくれば、町長が目玉にしている企業誘致なり、住宅用地の確保なりというのは、業者がその道路ができれば、その隣接を開発したいと言っているのがあるというのではないですか。これは最終的にどうなのかわかりませんが、2件ほど開発業者が来ていると、第1委員会です。そのときに、ここのところに、この復興計画にある道路さえつけば私の方は進出してもいいと、こういうふうに言っているのがあると、こういうような説明を受けているわけです。そうしたら、あちらも本気になってやらなければならないのではないかと。優先度、優先度というふうなことを言うんだと思うんですが、優先度はそういうようなことを含めた松島町の復興計画にならなければならないのではないかと、こう思うわけですが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 都市計画道路は、始点終点がきっちり接続してこそ機能すると、当然ですね。今回、復興交付金でもって県道タッチの方は認められています、北方面についてはまだ認められてはいない。ただ、まだ認められてはいないということでございます。今後、都計道のありようを国のほうにも説明して、その道路を事業化できるように努力するつもりであります。

もしか、万が一という話、先ほどもありましたけれども、万が一認められなかった場合、これは道路として、町で通常の補助金を使って整備するというのも選択の範囲内というふうに思っております。最終的に、この道路、議員おっしゃるように松島町のまちづくりには大事な線でございますので、国の交付金がおりにないからもう白紙に戻すというようなことは、絶対ありません。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、この道路申請図の何では帰命院下の道路、ぐるっと回ってこう来ているわけですよ。ここのところも整備をしたいとこういうようなことでありますが、あそこの区画整理をやるときも地域の人たち、その地権者たちから出て、あそこ、田中川を超して、まっすぐに道路をつけてほしいとこういうような要望があったわけですよ。それは、どうなのかですね。いっぱい路線のあるもの、あるでしょう。そこのところに、高山下を通る道路の整備計画があるわけでありましたが、黄色い線はこういうことなんでしょう、これ。東北建設が開発したところからこう出て行って、曲がる場所までですね。この整備の計画があるわけでありましたが、これよりもあそこをまっすぐに抜いたら、避難も何も一番いいと思うんですよ。それはないのでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 資料の中になりますけれども、今尾口議員さん言われた黄色の線というのは、凡例の中で被害路線ということですので、高山下の部分については今のところ計画はしてございません。

道路整備計画の部分については、点々になっている部分ですね。それらを一応計画したいということでの測量設計をしたいという計画でございます。

○議長（櫻井公一君） 一応、今の答弁はされておりますが、まだ続くものと考えますので、尾口議員の質疑継続中ではありますが、ここで昼食休憩をとりたいと思います。

再開は13時といたします。

午後0時01分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、午前に引き続き尾口議員の質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 大体終わったんですが、この新聞を見る限りでは、5月26日の新聞ですね。復興交付金の第2次配分があったときに、この新聞を見るとソフト向け事業費として5億円以上の配分があったと、南三陸町はですね。交付金の充当があったことは歓迎したいが、国から何の事前の話もなかったと、何に使っていいのかわからないと、困ったと、こういうふうな、新聞ですよ、これ。町長も見たと思うんですが、新聞にそういうふうなことがあるわけ。困ってしまったと、金を余りもらったって、充当があつて。そこで、松島も効果促進事業一括配分の一覧表というのがあるんですが、これに該当するのかどうかですね。漁業集

落復興効果促進事業、国費のですね。それから、県費の漁業施設機能強化事業。こういうふうなものがこれに当たるのかどうかですね。これだと、復興交付金の使い勝手を抜本的に向上し、市町村の自由な事業実施による被災地の市街地の再生を加速するため、効果促進事業等の一定割合を一括配分すると、こういうようなことがあるわけです。そして、こういうふうな防災集団、それから市街地、津波復興、漁業集落機能、防災機能、こういうふうなものを何に使ってもいいよと、こういうようなことを言っているわけではありますが、松島町はこれにこれが該当するかどうか、お聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） ただいまの件につきましては、お配りしております資料1をごらんになっていただきたいと思いますが、この中でまずナンバー1から10までの事業の中の10番目に、漁業集落復興効果促進事業というのが入っております。これが、まさしく効果促進事業枠で、うちの方で要求していなかった部分でついてきた部分ということでございます。

これの算定の基礎となるのは、その下の県補助金の中でナンバー1、2とありますけれども、ナンバー1の部分の漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）とあります。ここに配分枠7,112万円とありますけれども、これの一定の割合というのは今回20%相当分が効果促進枠として、ナンバー10の事業として国の方から配分されたという内容になっております。

この使用内容につきましては、まだ国の方でも具体的に要綱をこれから整備すると、まだ整備されていないという状況で、それをある程度町のほうにいずれ示されると思いますけれども、その中で関連する効果促進のための事業を構築していくという流れになると思います。まだ具体的に何をどうするというのは、現時点では決まっていません。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、金は来たけれども使われないと。事業がまだ国でわからないから使われないと、こういうふうなことですか。このところに、郡 和子さんも言っているんですが、事業が逆に定まっていない、固まっていないのも出てきたと。おらほには固まっていないのはなかったんですか。だからしないんだよというようなものもあるわけですが、今、私もこれで質問したんですよ。だから、この何は、漁業集落効果促進事業はこれなんですかと、この復興交付金ですね。何に使っていいのか迷っているんだよというのもの、では松島町にもあるわけですね、今のところ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 効果促進事業というのは、もととなる事業をより発展的に効果を高めるためにという目的がありますので、基本的に何に使ってもいいという話にはならないと思います。あくまでも、ベースとなるナンバー1の事業ですね、下に2つあるうちのナンバー1の事業、漁業集落防災機能強化事業の枠組みの中で、本来ちょっと、通常の交付金枠、通常枠ではちょっと読めない部分について利用できるという制限はついてくると思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） この文章を見ると、こういうふうな事業のうち、漁業集落防災機能強化事業の事業費の20%を一括してくれるんだよと。これについては、承認も計画書の提出についても要らないよと、こういうふうに言っているんですよ。これは、国から出た何だから。だから、そうすると何に使ってもいいんだよと、まず。承認も何も要らないよと。まさか、酒飲んだり何だりには使われないというのは、これは公費だからこれはわかりますよ。だけれども、何に使ってもいいんだよとこう書いてあるわけですよ。そういうふうな事業であれば、何に使ってもいいんだよと。具体的なものは、今対策監が言ったように、今から出てきて、その出てきた内容をこれに入れて、これに合うようなのをに入れてけるとこうなるんだと思うんだけど、今の段階ではそういうふうなことを書いているんですよ、これね。だから、どうなんですかと聞いたわけなので、わかりました。

それから、用意していた、大体質問は終わりましたので、第3次の申請、これは今月末までだと新聞にも出ているわけですし、その第3次の申請をするときに余り固まらないうちに、この白塗りの部分は今から3次の中に入ってくるんだろうから、そのときに議会とすり合わせをしたらいいのではないかと。1次、2次を議会にただ見せただけで執行部が勝手につけて、これが来たんだよと、これが来たんだからしなければならないよと、否応なしに承諾されたようなことなんですよ、議会としては。議会から見ればですよ。議会の意見も何も通らないわけだから。1次はこれが来たよと、2次はこれを出したらこれが来たよと、だから「うん」と言えよと、こういうようなことなんですよ、3次になるとかなり今度は内容的にも吟味しなければならないのが出てくると思うんです。1次、2次は大体大まかなところで来てしまったわけだから、だからそれは議会とすり合わせの必要があるのではないかとこう思うわけですが、今までどおりに議会なんていいんだよとこういうようなことなんですか。そこの辺をお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 町長か副町長、どちらか、執行者。答弁、高平副町長。



○副町長（高平功悦君） ただ、前に全員協議会でこの五十何事業ですか、これの中の色がついていないところは、それは全部、次は出したいという気持ちは町としてはある。ただ、全部オーケーかどうかというのが、あと復興庁のほうとのヒアリングなので、基本的には白いところは全部うちのほうでは、抜けた分は要求をのんでほしいという考えなので、改めてとなるとどういう協議になるのかなと、うちのほうでちょっとわからないところがあるんですけども、一応白いところは全部、今後も復興庁と協議をして進めていきたい。それが、今回の3回目になるか、次になるかという、ただ順番が違ってくるだけなのかなとは思いますがけれども。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これは二百二十億円出したわけでしょう。こういうふうなのをしたいんだと出したわけだ。そして、1次はこういうような青色のもので、あちらで査定をして出してよこしたと。2次は、これ出してやったものからいいと言われたと。3次は、だんだんに狭めてくるんだと思うんです。そうしたときに、3次に白い部分皆出してやるんだよとこういうようなことなのか、それともこの中で特に重要なのはこれだということを出してやるのかです。

これ見ると、申請額が何ぼでというふうなことになっているわけでしょう。この事業費は申請額何ぼ、そして交付金額が何ぼと。申請は皆しているんだらうけれども、そうすると我々またまた下がってくると、こういうふうなことになるからこういうふうな記載になったんだと思う。200億円のまだ10億円だから、おらほのだと申請額はぎっちりやるわけでしょう、百何十億円と。だから、それを出さないで、そして申請額は4億1,300万円だよとこうなったわけだから、今度の第3次はこの、では残ったのを皆出してやるのかと。でないと思うんだよ。まあ、おたくらは出すんだらうけれども。そのときには、この白い部分からどれが重点なのやと、こういうふうなことで執行部で検討するんだらうけれども、そのときに議会にも出して、こちらも大切なのではないかと、これならばと、こういうふうなのがあれば入れてもらえるようにならなければ、議会は何のために吟味しているんだらうとこういうふうになりませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） うちのほうでは、最初に出したときから、この白いところに全部色ついてほしいという気持ちなんですけれども、常に復興庁と話して、これは1回目、2回目の話ですと、これは次に回した方がいいのではないですかとか、これは本当は難しいですよと

内々には話はしていて、では申請してオーケーになる可能性のあるのを2回目とかに出しているんで、全部が大事だということなんです。ですから、申請額というのはあくまでも復興庁とも内々に話して、こういうのだったら出してなりそうだよというような内々の話になっているので、あと細かいところは企画調整課のほうから話出ますけれども、そういう状況です。別に、その前に出したくないということではありません。

まず、企画調整課のほうから。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 今、第3回目に向けた作業状況をちょっとお話しさせていただきたいと思うんですけども、今各課からヒアリングを行っている最中でございます。それで、多分来週あたりの作業になると思うんですけども、今度それを県なり、あと復興庁なりという関係の担当の方と事前のすり合わせというのが出てきます。その中で、やはり熟度がどのぐらい高まっているのかというのが一番判断される材料になるんですけども、例えば第三者との協議が必要なものについては、いつどの程度まで進む見込みがあるのかとか、そういったものが一応精査されてきます。基本的には、一度、第1回目でエントリーしたすべての事業を何とか物にしたいということで頑張っているんですけども、やっぱり事業ごとにそれぞれ熟度が違ってきます。それで、熟度の高まったもの、これについてはおおむね出してもいいのではないかという復興庁の、これはあくまでも事務レベルの担当の方なんですけれども、それを最終的に決定するのはもっと上の方で、その実際指導いただいている方も、実際は判断つかないという中での打ち合わせをさせていただいている状況下にあります。

それで、具体的に3回目の中で特に力を入れてやっていきたいなと思うのは、やはり根廻磯崎線の北側の部分ですね。この部分を何とか実現に向けて、町としても最大限努力していきたいと。あと、避難路関係でまだ残されている部分あります。やはり、津波防災という主眼を置いて国のほうで優先的に採択している状況ありますので、それに当てはまるものについてはすべて、早い時期に認めていただきたいという努力をこれからもやっていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だからね、各課とヒアリングをやっている、詰めていると、これをだから各課でやるのなら議会ともしたらいいのではないのかと。議会に見せるだけになるかもしれないけれども、議会で意見を誰も言わなければ見せるだけになるわけですが、それで見て、各課とすり合わせをして出してやったんだよと、だからおまえたち言うことを聞いて「う

ん」と言えと、議決しろと、こういうようなことでは議会と執行部との関係というのは、必ずしもうまくいかないのではないかと。だから、そういうふうな各課とヒアリングしているのなら、その結果を踏まえて議会にも相談をかけると、そういうふうな姿勢はとれないですかとこう聞いているわけですよ、私。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 何回も私も同じことを言うと思うんですけども、結局ここで緑と黄色以外の白いところ、それをやっぱり復興庁と、さっきも言ったけれども話をして、3回目はここの中で、事務レベルでこれだったら3回目オーケーになりそうだよというのを締め切り間近まで話し合いになるので、そうするとどうなのかなと。その間に話し合いというか、担当者レベルで出してとなると、その間に全員協議会で出しても、結局この白いところを復興庁と事務レベルで話していると。その中で、何10事業残っているの、次はこれがないのと担当者レベルで話しているの、それが全員協議会で議会に話して、逆に失礼に当たるのかなと私なりに思っているんですけども、どうなのかなとちょっと難しい。時間的な制約もあるし。別に出してもいいんですけども、ただそれが直前になると思うんです。申請いつまでに締め切りとなると、うちのほうもぎりぎりまでなので、その前の日とか3日前とかぎりぎり明日、では全協お願いしますというようなお願いになると思うんですけども、それでは逆に失礼。だって、明日やるのかと言われるのかなと、逆に。そういう心配があったものですから。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 難しいことを私は言っているつもりはないんですけども、だめになるかもしれないのも確かにあると思うだよ。だけれども、そういうふうに詰めているのはこれだよと、こういうふうなことで何しない。でなければ、出てきたのをあんたたち議決しろと、「うん」と言えというのと同じなんですよ、何もしないで。これだよと出てきたのを、出てきたのがこれだからあんたたち「うん」と言えと、言わないのがおかしいんだよとなってしまおうでしょう。そうしないためには、今そういうふうなことで調整中のものはこれだよと、だからここの中から出してやるんだよと、こういうふうなことを議会とすり合わせをしたほうがいいのではないですかと言っているんだよ。難しいことを言っているのではないと思うんだけどね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） なるべく失礼にならないように全員協議会を開かなくちゃいけないと

いうのはありますけれども、そうすると経過報告ということで、事前に資料配付とかいうことは難しいかもしれませんが、全員協議会をお願いする日の前の日あたりに資料配付になるかもしれませんが、あと経過とかそういうので、では進めたいと思います。

（「おれのほう、おかしいんだよね。まず、いい」の声あり）この資料の中の、20残ってれば10が、今復興庁とお話ししていますよというのを全員協議会で説明すると、そういう形で進めたいと思います、では。

ただ……。 （「別事業に徹すると書いてあるんだもの。」の声あり）ここの資料の備考欄ですよ。ただ、その経過報告は、ではそういう方向で話し合いたい、あと調整したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 事前に調整するということがありますので、私のほうでもその辺は注意していきたいと思います。

ほかにございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今の状態だと、こういうふうに決まってきたよと。予算に上げてきたから議決をなさいと。結果的には命令と同じなんです。そして、あんたたちしないのがおかしいのではないかと、あちらでいいと言ったんだよと、この黄色いのはいいと言ったんだよと、復興庁でね。だから、この件の予算をとったんだよというふうなことから、議会の議決は何なんですかと。議会は、そういうふうな内容について相談をしなくていいんですかというふうなことだから、今調整中であれば調整中なのはこれですよというふうなことで、そのうち重点的にこれやってけるというようなのが、議会からもし1つでも2つでもあれば、それを重点的に復興庁にその働きかけをすとか、そういうふうなものが必要ではないですかと言っているだけなんだけれども。私、言うのがおかしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的には、復興庁の話では、ここの中からということはありません。そういうこともありますけれども、3回目の前に、事前にこういう形でということで、全員協議会。あと、尾口議員さんが言われたそういう意見もあればという形で、全員協議会ができるかどうかということも執行部であと話し合いして、その後、議長とも確認して、どういう方法がよりいいのか、誤解を招かないのかも含めて、あと議長と相談したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それでは、事項別明細書の7ページ、10節諸費、夫婦町の25周年、これも3月の分科会で説明を受けました。そのとき、すごいなと、いっぱい来るんだなというよ

なことで、こういうものが分科会の中でやっぱり盛大にやったほうがいいだろうというようなことで、場所も一の坊というようなことで増額になったというようなことがありました。そのとき、ここに補正でモニュメント費が計上20万円というふうになっております。私たち、資料いただいております中に、資料にありましたね。日時計をやるということになります、記念事業。これがモニュメントの解釈でよろしいわけですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） モニュメント、これは資料でちょっと1ペーパー入れさせていただきましたけれども、当初の予算の段階では鐘というようなモニュメントということだったんですけれども、その後いろんなことを内部で検討させていただいて、日時計というもので、これがモニュメント、記念事業というものの設置であります。

ただ、これは当初予算で100万円ほど計上させていただいておりますので……。（「ん」の声あり）当初予算でも計上、このモニュメントにかかる費用100万円計上させていただいておりますので、あと今回上乘せ、20万円ほど乗せていただきました。これは、日時計もありますけれども、看板、「象潟町」という看板ありますね。あの看板も全部は、外枠はかえられませんが、中、「象潟町」が「にかほ市」とかそういうのの看板が3つぐらいあります。それもあわせて、これも塗りかえ、つくりかえですね。そういうのを含めさせていただいて、20万円の増額をさせていただいております。

あと、その記念碑を設置する場所なんですけれども、これは比翼塚、あの三聖堂の隣、今、小太郎とか紅蓮尼像の供養ありますね。あのところの向かって入り口付近、看板というかがあります。場所的には、日時計ですので、三聖堂のほうが日当たりもよくていいんですけれども、やはり供養とか一連の流れの中では、その記念碑としては比翼塚側のほうがいいのではないかということです。これにつきましては、場所が瑞巖寺さんということもあります。ということで、瑞巖寺とも協議させていただいて、よろしいですよ。

では、今度、次に何が出てくるかということと文化財、あとは掘って生けますので、今度は埋蔵とか、そういう法的手続も今、事前協議に入らせていただいております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 比翼塚のところやるというようなことなんですけれども、やっぱりどういふようなものか、日時計とか何とかということと仙台市の何かの大きな、そんな感じのイメージあるんですけれども、そんなに大きいとは思わないのね。20万円しかないんだから、まず全体で。ああ、補正が。ああ、100万円の20万円ですか。まあ、そういうことで、やっぱ

りあそこはあの中の景観というものも含めて、あれに合うような物をつくっていただければと。

それから、8月6日だから時間ないですね。急いでつくらないとだめかなと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それから、再生可能のエネルギー、これなんですけれども、今説明を受けた中に中学校と、2億5,000万円かけて5年間でやるよと。設計から工事までやると、そういうことで福祉センターと松島町中だと。2カ所とりあえずやると。この容量というんですかね、再生エネルギーの容量、どのぐらい電気を起こせるのか。仮に、震災になったとき、そこで使われるパソコン、最低業務の、あるその電力を賄えるとか、それ以上大丈夫だよとか、どのぐらいの容量というんですかね、規模なんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） その規模になるわけですがけれども、そういうふうこれから基本的にその設計に入るわけです。その施設施設によって、どこまで災害時に必要な、先ほど言ったパソコンとかプリンターとかテレビとかいろいろあるかと思います。ただ、基本的に設計のスタート、考え方のスタートでいきますと、設計のもので20キロワット。20kWhという、まず基本的な容量からスタートします。ただ、この施設、例えばどんだりならどんだり、福祉センターがどこまでをするかによって、この規模が少し変わってくるのではないかというふうに見られています。この辺も、まず設計の中で、これはヒアリングあります。そういう中で、どこまでの容量が必要かというところが決まってくるんでないかと思います。ただ、標準的な今の仕様では20kWh、あと蓄電池という形になります。

これは、実際、設計が始まる時、聞き取りとかヒアリングでこれが入っていく、細かいところまで入っていくようになります、必要な物。これを次の設計ができ上がりますと、9月から12月に今度は工事費、これが計上になってくると思います。ただ、工事費はこの規模によってちょっと異なりますので……。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 20キロワットといっても、大体おれ、わからないんですけれども、最低の業務でしょう。恐らく、震災時でパソコンがダウンしたとか、それから非常の電源、それを賄える程度の電気の発電ということは可能なんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今の段階では、パソコン、それからプリンター、テレビ見られるま

では確保できるように。パソコンだけだと10台ぐらいということでありまして。ただ、それがテレビ、プリンター、その他入ってくるともう少し下がるかもしれませんが、パソコンでいうと10台ぐらいの容量というか、規模というか、ということです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） こういうことで、とりあえず2つの施設をやってみるということなんでしょうけれども、今、会社関係、先ほど総務課長が蓄電というようなことを言われましたんですけれども、会社関係、ああいうところで、あそこは大和ハウスですね。テレビで見ましたら、あそこは全部、会社の中で蓄電を全部導入しているんですね。やっぱり物すごい、あそこは営業所から何からいっぱいありまして、関連会社いっぱいありますので、もうそういうのになりますと困るので蓄電がいいというようなことでありましたので、松島も将来的には、この建物どうなるかわかりませんが、とりあえず蓄電の対策などもひとつ考えるべきではないかなと。いろんな方法あると思うんですよ。いろんな方法あると思うんですけども、このソーラーとは別に、安い料金を夜に蓄電しておくわけでしょう。そういう物だったら、そんなに工事費というのは、わからないですけども、そんなにやるわけではないので、そういうのを考えてみたらどうなのかなと。素人考えですよ。どうなんでしょかね。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 新エネルギーのほうは私どもで担当しておりますので、私どもの方から申し上げますと、今おっしゃられた蓄電池ですが、やはりどんなところでも今はやっている。ソーラーだけでは稼働率が10%であるということもあって、平時から蓄電池を備えてやるべきだというようなことで、ソーラーとセットで考えるようになっております。総務課で再生エネルギーということで考えておるのも、蓄電池も兼ねた施設ということでございますので、今、委員おっしゃられた大和ハウスの、たしかスマートハウスという物についている物以上の物はつけるだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） いろいろ、今いろんなところで模索されて、いかにしたら震災時に業務に支障を来さないかというような取り組みされておりますので、その辺検討しながら、やっぱりこの役場が機能しなくなると本当に町民みんな困るものですから、その辺の対応よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、ちょっとこちらの資料のほうの、こちらですね。交付金のことについてお願いします。

今、尾口議員がずっと質問しまして、1回目、2回目採択されたものを大体主にやっていたわけですね。これから、3回目は白くなっている部分をやるのかなということで、私ちょっと白くなっているところを聞きたいかなと思うんです。この問題は、11月に全協にされまして、1回だけでしたね。そのときは、たしか余り質問でなかったんですよ。それで、今、経過がずっと出たわけでありまして。

その中で、ちょっと皆さん、この資料の5ページ、38番、39番。今、松島海岸駅前ですね、JR松島海岸駅。これがもう3年前から、大橋町長就任のときからこの問題はずっとあるわけですね、大問題になっているわけですね、松島町の予算の問題ですね。これは、JRの部分の工事、それから線路の工事と都市計画部分があるわけで、私たちに示されたものは都市計画の部分が2億5,000万円、それからJRの線路の部分が、最初は18億円とか17億円とかそういうことで示されて、半分を松島町持ってくれと、50対50。そういう中で経過をしていて、なかなか進められなかった。

今回、この復興交付金で計上された、要求されたところ、1回、2回目の採択にはならなかったというようなことでありまして、この金額を全部合算すると9億5,500万円になるわけですね。最初、私たちに示された金額、都市計画の部分が2億5,000万円、それからJRの50対50、松島町が負担する50、ここを合わせると大体ぴたんとするんですね、これ。そういうことでもって、これを申請したのかなと思っておるわけですね。皆さんもそうだろうと思っておると思うんですけども。この辺、ちょっと備考欄見ると、この39番が交付金の対象外、こういう指導があったと。でも継続しますよというようなことありますので、この辺はやっぱり町長を初め、やっぱり頑張ってください、松島町がこの9億円、10億円の金を出すか出さないか、これも意見も異論もなかなかあると思うんです、皆さんの税金だべという話いっぱい出てきていますから。でも、こういうことを含めて、やっぱりこれは頑張ってください、なるべくやっていただければ。この目算ですね。どのように考えられていますか。これは入る、ニュアンス的に、感覚的に、38、39、どのように。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） ただいま、議員から励ましの言葉をいただいたとおり、精いっぱい頑張っていきたいとは思っております。

ただ、まだちょっと整理がつかない部分があるというのが、今ちょっと中断してしまっている状況にあります。今回の復興交付金の中に、5省庁という枠がある中に、国土交通省の事業枠でこれを何とか実現に結びつけていきたいという中で、関係の方々と打ち合わせはさせ



ていただいております。その中で、まずJRの施設であるんですけども、まず国のお金を入れるためには都市防災という位置づけが必要になってきてまして、例えば災害発生時に町が主体的にその施設を使えることが大前提ということがあります。これが、JRで対応できるのかどうかというのがまだ整理なされていないという部分があります。こういった部分で、JRのほうでも今、JR東日本、仙石線の野蒜近辺の高台へのつけかえとかもかなり立て込んでいて、こういった部分についての打ち合わせがなかなかできない環境にはあるんですけども、これについてはまだ時間をかければいいというわけでもないの、とにかく1歩でも2歩でも前に進めるような努力は、今後も継続してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今、後ろ、菅野議員から予算計上されていないものの質問かというふうになるわけですけども、申しわけないんですけども、さっき尾口議員が、これからどういうふうにして白い部分のものをというように思いの中で質問しているわけで、ご了解いただきたいと思います。議長、申しわけないんですけども。

そういうことで、頑張ってくださいたいと。

それで、このように、やっぱり1回私たちに示されました、これは。それで、5月26日に河北新聞でやっぱり一覧表が出たわけですね。それで、宮城県全部に何ぼお金出たということ、皆、町民の皆さん知ったわけですよ。そうしたら、数字的に松島が本当に少なかったんですね。私、何人かの人に聞かれたんですよ、松島何やっているんだと。単純に思うんです。その点、町長はその辺わかると思うんですね。やっぱり、私たちには210億円のものを出すと。それで、1回、2回、3回と説明受けています。ただ、ほかのところはもう予算以上に、要求以上に来ている。ところが、松島は後ろから2番目かな。そんなものなんですよ。そういう中にして、もう予算が入ってこないというふうになりますので、町民の皆さんが何やっているんだべなというような、単純な思いなんですね。

そして、今回こういうふうにして議論出されまして、私もちょっと説明不足があるんでないかなと思うんですよ。全協に出されて、質問は確かに出なかったです、余りあのときは。やっぱりそのとき、この59目全部いちいち説明するのは大変ですという説明はありました。でも、やっぱりあのとき、今考えれば、説明しておけばよかったのかなと。こういう事業はこうです、こういう事業はこうですというようなことを、1日でだめだったら2日をやると、そういうことが私は必要だったのではないかなと、こう思いますんですけども、その辺や

っぱり、尾口議員がさっき言ったように説明というのは非常に大切かなと思うんですけども、その辺ですね。再度よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今後の抱負も踏まえて、総括で答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、松島海岸駅の問題につきましては、これは震災前から重要な課題だなというようなことを思っておりましたので、この震災交付金がある程度、結論としてこれはつかないとかというふうなことも考えられますので、そういった場合には町単独で、以前と同じような形で努力していくということでご理解いただきたいと思います。

それと、あとほかの自治体と比べて交付金の金額の多い、少ないの話でございますけれども、例えば南三陸とか女川とか東松島とかああいったところにおきましては、区画整理事業とかが入ります。それから、防災集団移転も含めてそういったものがあるので、当然金額的には大きくなるわけなんです。うちのほうは、流された住宅等がございませんので、その分の対災害手当が少ないということで、これは前に全協のときにもお話ししましたけれども、松島としてはこれまでの町の課題を含めて、精いっぱい項目として出すということでお話し申し上げました。そのときの反応として、こんなにできないべというお話しもちらっと何かあったような気もするんですけども、にもかかわらずとにかく頑張ってみるというふうな話で説明させていただいたわけですから、どの項目がどうのこうのというのはありますけれども、先ほど副町長が説明申し上げましたように、まずはこの白地の項目すべてにおいて頑張ってみるというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

それと、最終的にこれは5年間の事業でございますので、その中でやっぱり落ちるもの、上がるものあると思うんですけども、落ちるものの中で松島海岸駅のように町民の方すべてにとって大きな課題であるというようなものについては、順番的に上に上がるわけですね。そういったものについては、町単独でもやっていくということで、今後のまちづくりを進めたいというふうに思っております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 8ページになるわけですが、高城町のコミュニティー建設の設計費が計上されているわけでありましたが、この高城町の集会所施設等についての建設に当たりまして、基本的に集会所と避難所は別に考えるというふうに前に話を聞いているわけでありましたが、集会所としても一時的に避難のできる場所が欲しいんだというのが高城町の要望ではなかったのかなと、そのように思っているわけでありまして。

しかしながら、今回のこの高城の集会所建設に当たりまして、高城川の堤防よりできれば高

くしてほしいという要望があったわけでありますが、今回のこの建設の計画としては、この高さというのはどのように考えているのでしょうか。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今回の計画でどう考えているかということでありますが、今回の業務の中では、その辺の高さをどこにするかということまでは至っておりません。その高さをどこの辺にするかのための地盤の高さの測量、例えば護岸の高さをはかって、道路の高さをはかって、宅地がどの辺にあると。だから、どの辺がいいだろうということを決めるための、端的にいえば現況の高さをはかるのが1つ。それと、買収を今後していく上で境界の確認をするという大きな仕事になります。ということで、これからその結果が出て、あと地域と相談して高さはどの辺がいいのかということ、この業務の成果を踏まえて、今度は地域や区とかとご相談をしていくという形になります。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） であれば、先ほどもそういうふうな説明があったわけでありますが、基本的にはやはり高さというのは十分に、高城川が溢水した場合ということ考えた場合の施設として要望しておきますので、できる限り高さというのは高めにつくっていただきたいというふうなことを要望しておきます。あとは、調査結果をもとにまたその辺は聞いていきたいとそうように思います。

次に、であります。12ページ、海岸保育所の今回エアコンですか、冷暖房を改修というふうに出ているわけでありますが、現状として松島海岸保育所の建物そのものの今の状況はどうなっているのでしょうか。全体にもう耐用年数が来ているとか、建物がどうなっているかというの、全体的なのはどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回、松島保育所の空調関係ということでございますけれども、ご存じのとおり松島保育所につきましては、ソーラーを利用しました給湯、暖房冷凍が可能となっておりますけれども、それらにつきましては、空調関係は専門的には吸収式冷凍機によりまして、ソーラーの熱を利用しながらということで、それでも日照不足の場合はそういう暖房によりまして、補助燃料ということで冷暖房をしているところですが、今回劣化が激しいということで、今回交換でございますけれども、今あとお話しありました松島保育所全体の設備に関してなんですけれども、確かにおっしゃるとおりいろんな箇所において直す箇所とか、それから随分建築されてからも年数がたっておりますので、全体的にはいろ

んな面で補修が必要な状況になっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 子育て支援ということであれば、本当に大事な保育所であります。しかしながら、今言った耐用年数が相当来ているということであれば、これからの保育行政として、関連であります。海岸保育所の位置づけはどのように今後進めていくのかをお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、前、海岸保育所がいろいろ問題になって、老朽化で、あと土地も借りているということで、今現在もではどういう形がいいかと、児童館も含めて。直接関連しますから、児童館も含めてですけれども、どういう形がいいかということで、今担当レベルで話をしています。ですから、今ここでこうですということはちょっとお答えできる状況ではありませんけれども、議論はしております。

あと、認定こども園とかいろいろ今、民主党の中でも延長になったりどうのこうのと先が見えない状況なので、それもちょっとどうなのかなというのはありますけれども、そういうのも含めて担当者レベルでは、教育委員会と町民福祉課の間では話をしております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 子育て支援のための保育所というのは大事なものですから、私は海岸保育所というのはできる限り改善をして、よりよい保育施設の位置づけにしてもらった建物としてこれからも残していただきたいと、そのようなことを要望して終わります。

次に、もう1点であります。5ページであります。5ページの歳入であります。21款貸付金元利収入であります。これについての利用状況はどうだったのでしょうか。

それから、業種別としてはどういうふうな利用状況であったのかお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） すみません。利用状況ということでしたけれども、まず利用状況については25件のご利用をいただいております。

すみません。それで、業種のほうということでしたけれども、遊覧船のほうは13件、飲食業として1件、保険代理店1件、食品小売業2件、建築業2件、理容業1件、印刷業1件、不動産業1件、医療業1件、遊漁船業1件、あと塗装業1件という形で、計25件ご利用いただきました。申請がありました。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） できれば、今言われたのの資料、議長、お願いしたいなどそのように思っております。

また、今回のその25件の利用状況の全体の金額は、合計で幾らになったんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 1件が100万円となりますので、2,500万円となります。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そうすると、全部1件あたりも全部100万円の最高額でお借りしたということではよろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 最高額の100万円で25件となっております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、実際に小売業との関連からいって、一般商店街に対しての補助の道はなかなかないので、こういう制度をつくったということで、これがスタートをしたわけでありますが、実質には小売業で利用された方というのは2件ということではよろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 食品小売業という形で、2件の申請をいただいております。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） ですから、これを決めるときにも、商工業に関してはそういう手当がないんだと。だから、町長は、利用する金額は100万円を限度として、それを細部に分けたものでも、100万円にならなくても貸すんですよということであったわけでありまして。しかしながら、今回は、見てみますと限度額100%使った今回の利用状況であったということではありますが、本当に商工業に対しての手厚い、この制度だったんでしょうか。

私は、当時、一部被災の方にも商工業にはこういう枠のいい制度を出してほしいと要望したわけでありまして、今回はそれを見ますと、2件だけであったということを見ますと、本当に商工業に対しての手厚い、これは予算だったのかどうか。町長、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 震災によって被災した商工業の方々、商工業というのは必ずしも小売業に限るわけではございませんので、小売業の方も当然利用してよろしいわけですが、松島町で商工業を営む零細な方々に対する国や県の補助で賄いきれない、フォローできない

部分について町でそれを補うというか、そういった位置づけの補助金であるというふうな説明をしたつもりでございますので、その辺はその金額的にも、それからその他もろもろの点におきましても、国とかそういった大きなものではないということは私自身も意識しておりましたし、そこのすき間を埋めるものだというふうなことでご説明申し上げたつもりでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） ですから、商工業に対しては、実際にこうして見ますと遊覧船が一番多かったわけですね。実際に、そうしますと遊覧船の方というのはどうなんでしょう。窓口が商工会であったわけでありますが、遊覧船の主な震災といえますか、津波で船が壊れたとか、そういう意味での借り入れだったのでしょうか。どういう意味での、内容はどういう状態で、船の関係の方の申請状態だったのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 当時の産業間課長でございますので私のほうからお答えさせていただきますが、遊覧船につきましては、津波で転覆したということで、エンジンのオーバーホール等で13の方がご利用されたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、比較的、松島は観光がメインであったわけですから、観光に従事された方に今回は大いに利用されたというふうな評価でよろしいんですか。だとすれば、今回60万円予算で返されたということでありますが、そうするとこの業種の方はどういう業種の方が、もう3年待たないで償還したいという方だったのでしょうか。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） すみません、ちょっとお時間をいただいてよろしいでしょうか。申しわけありません。

○議長（櫻井公一君） では、後ほどということで、そのほかありませんか。片山議員。

○14番（片山正弘君） 先ほども言ったんですが、この借り入れの業種別の明細等について、ぜひ資料として、議長、出していただきますようお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 後で、よく執行部と相談してみます。ちょっとわからないので、私は、資料は。対処します。

次、他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第49号平成24年度松島町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開を14時10分といたします。

午後1時56分 休 憩

---

午後2時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

日程第8 議案第50号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第50号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第50号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第51号 平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第51号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第51号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第52号 平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第52号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第52号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第53号 平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第53号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を



終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第53号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議員提案第1号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議員提案第1号生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書について（朗読説明）を議題とします。事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議員提案第1号

平成24年6月11日

松島町議会議長 櫻井公一 殿

提出者 松島町議会議員 太 齋 雅 一  
松島町議会議員 今 野 章  
松島町議会議員 高 橋 利 典  
松島町議会議員 渋谷 秀 夫  
松島町議会議員 尾 口 慶 悦  
松島町議会議員 片 山 正 弘  
松島町議会議員 阿 部 幸 夫

生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書（案）

東日本大震災により大きな被害を受けた被災者に対する医療費一部負担金（医療機関での窓口負担）免除の扱いは、延長されたとはいえ、2012年9月30日が期限とされております。（福島原発事故の避難者は2013年2月28日が期限）被災地においては雇用確保、生活再建が進ま

ない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化しております。自己負担免除期間が区切られている状態では安心して医療にかかれません。未曾有の大災害からの復興には長い時間がかかると共に、被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などよりいっそうの健康悪化が心配です。

つきましては、国の特別な措置として生活再建に至らない被災者の医療費一部負担免除を継続することを求めます。

#### 記

1. 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除期間を9月末日で区切らず、延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

宮城県松島町議会

提出先、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣

以上です。

○議長（櫻井公一君） 続いて提出者からの説明を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 議員提案第1号について提案理由を申し上げます。

東日本大震災により大きな被害を受けた被災者に対する医療費一部負担金（医療機関での窓口負担）免除の扱いは、ことしの9月30日が期限とされております。被災地の復興はまだまだ時間を要する状況であり、雇用確保、生活再建が進まない中で、自己負担免除期間が区切られている状態では安心して医療にかかれません。被災者が安心して医療にかかれるよう、生活再建に至らない被災者の医療費一部負担免除を継続することを求めるため、国に意見書を提出するものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提出者からの説明が終わりました。

○議長（櫻井公一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会とします。

再開は、6月12日午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後2時18分 散 会